

千葉県水道局告示第 4号

水道法第25条の7の規定により、下記の指定給水装置工事事業者より給水装置工事の事業の休止の届出がありましたので、千葉県水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第2号の規定により告示します。

令和 3年 3月30日

千葉市長 神 谷 俊 一

所在地	千葉県市原市犬成1122-2
商号	STARエンジニアリング株式会社
代表者	代表取締役 早坂 カエイ
休止年月日	令和 3年 2月18日